

○与那原町自治会等交付金交付要綱

平成26年3月28日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等を支援することにより、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、自治会等との協働を円滑に進めるため、予算の範囲内において、自治会等への交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地域を単位としてその地域内の町民により組織される自治組織であって、親睦及び相互扶助活動を行い、住民自治の振興を図ることを目的とするものをいう。
- (2) 自治会長等 自治会等において選任された代表者をいう。

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、自治会等が第1条に掲げる目的を達成するために実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 地域内の交流を図る事業
- (2) 環境の保全及び地域の美化に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(交付対象外費用)

第4条 交付対象外費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の役員に対し職務執行の対価として支払われる報酬
- (2) 自治会等の構成員又は構成世帯の全てを対象とする労務に対して支払われる賃金、謝礼等
- (3) 自治会等の集会施設に係る光熱水費、通信費、保険料等の運営管理費
- (4) 積立金及び繰越金
- (5) その他町長が不相当と認める費用

(交付率)

第5条 交付金の交付率は、対象事業経費の2分の1以内とする。

(交付金の限度額)

第6条 交付金の限度額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 均等割額 1自治会等につき50,000円とする。

(2) 世帯割額 当該年度の4月1日現在における自治会等加入世帯数に100円を乗じて
得た額

(交付金の交付)

第7条 町長は、自治会等に対し、交付対象事業に要する費用として、交付金の限度額を上限に交付金を交付する。

(交付の申請)

第8条 交付金の交付を受けようとする自治会長等（以下「申請者」という。）は、町長に当該年度の6月末日までに自治会等交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 自治会等交付金事業計画書兼収支予算書（様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは内容を審査し、適当であると認めるときは交付金の交付を決定し、申請者に自治会等交付金交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、交付金の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 自治会長等は、交付対象事業が完了したときは、町長に自治会等交付金交付実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、報告しなければならない。

(1) 自治会等交付金事業成果書兼精算書（様式第5号）

(2) 領収書等の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは内容を審査し、適当であると認めるときは交付金の額を確定し、申請者に自治会等交付金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付金の請求)

第12条 前条の規定により額の確定を受けた者が、交付金の交付を受けようとするときは、町長に自治会等交付金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 町長は、交付金の交付を受けた自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金を目的外に使用したとき。
- (2) 事業の実施に当たって不正な行為があると認められるとき。

(関係書類の整備)

第14条 この要綱により交付金の交付を受けた自治会長等は、当該書類、帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

(調査及び報告)

第15条 町長は、この要綱による交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、自治会長等に対して、状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

自治会等交付金交付申請書

年 月 日

与那原町長 様

申請者 住所
自治会等名
代表者氏名

印

年度における自治会等交付金について、下記の金額を交付されるよう、与那原町自治会等交付金交付要綱第8条の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 交付限度額の算出

区分	積算内訳	算出額
均等割額	1 自治会等につき	円
世帯割額	自治会等加入世帯数 <u>(100円×)</u>	円
合 計		円

3 添付書類

自治会等交付金事業計画書兼収支予算書

様式第2号（第8条関係）

自治会等交付金事業計画書兼収支予算書

1 事業内訳 (事業主体)

	事業名	事業の概要	事業費 (A) 円	対象外費用 (B) 円	対象費用 (C)=(A)-(B) 円	交付額 (D)=(C)*0.5 円
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

2 財源内訳

内 訳 (円)				合計 (円)
区費・自治会費	他の補助金	その他	自治会等交付金	

様式第3号（第9条関係）

自治会等交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

与那原町長



年 月 日付けで申請のありました 年度自治会等交付金の交付について、与那原町自治会等交付金交付要綱第9条の規定により、その交付について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定する内容は、自治会等交付金交付申請書に記載のとおりとします。
- 2 交付決定額 _____ 円
(交付対象事業費 _____ 円)
- 3 交付の条件等
 - (1) 交付対象事業の実施に当たっては、与那原町自治会等交付金交付要綱を遵守してください。
 - (2) この交付金に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業終了後5年間保存してください。

様式第4号（第10条関係）

自治会等交付金実績報告書

年 月 日

与那原町長 様

申請者 住所
自治会等名
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった自治会等交付金について、与那原町自治会等交付金交付要綱第10条の規定により、実績を次の添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 自治会等交付金事業成果書兼精算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他

様式第5号(第10条関係)

自治会等交付金事業成果書兼精算書

1 事業内訳 (事業主体)

	事業名	事業の概要	事業費 (A) 円	対象外費用 (B) 円	対象費用 (C)=(A)-(B) 円	交付額 (D)=(C)*0.5 円
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

2 財源内訳

内 訳 (円)				合計 (円)
区費・自治会費	他の補助金	その他	自治会等交付金	

様式第6号(第11条関係)

自治会等交付金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

与那原町長



年 月 日付で実績の報告がありました 年度自治会等交付金について、与那原町自治会等交付金交付要綱第11条の規定により、交付金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定額 _____ 円
(交付対象事業費 _____ 円)

様式第7号（第12条関係）

自治会等交付金交付請求書

年 月 日

与那原町長 様

申請者 住所
自治会等名
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付金の額の確定の通知があった自治会等交付金について、与那原町自治会等交付金交付要綱第12条の規定により、下記の金額の交付を請求します。

記

- 1 請求金額 金 _____ 円
- 2 交付金振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協 信用組合		本店・支店 出張所・本所・支所			
	預金種別	普通・当座	口座番号 (右つめ)
(フリガナ)					
口座名義					

[様式第1号 \(第8条関係\)](#)

[様式第2号 \(第8条関係\)](#)

[様式第3号 \(第9条関係\)](#)

[様式第4号 \(第10条関係\)](#)

[様式第5号 \(第10条関係\)](#)

[様式第6号 \(第11条関係\)](#)

[様式第7号 \(第12条関係\)](#)